

公益財団法人 三谷文化芸術保護情報発信事業財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人三谷文化芸術保護情報発信事業財団（英文 Mitani Foundation for Protection of Cultural and Artistic Properties）と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を石川県金沢市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本及び東アジアの対象国及び地域（詳細は第49条のとおり。）における歴史的価値のある文化芸術の保護及び地域を背景にした芸術活動の支援並びにそれらの成果の情報発信を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 文化芸術の保護並びに情報発信のための拠点の整備
- (2) 拠点における前号の活動の支援
- (3) この法人が所有し又は使用する施設での芸術作品及び文化芸術の保護に関する活動の資料の展示
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は石川県において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額)

第5条 設立者の氏名及び住所並びにこの法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

設立者 三谷 充

住 所 石川県金沢市石引2丁目5番13号

拠出財産及びその価額 現金300万円

(基本財産)

第6条 この法人の基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会及び評議員会で定めたものとする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達書及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次に掲げる書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(剰余金の不分配)

第11条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

(評議員)

第12条 この法人に、評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体

- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第1項第8号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

- 第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

- 第15条 評議員は、無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を支払う。

第5章 評議員会

（構成）

- 第16条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

- 第17条 評議員会は次の事項について決議する。
- （1） 理事及び監事の選任又は解任
 - （2） 理事及び監事の報酬等の額
 - （3） 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - （4） 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - （5） 定款の変更
 - （6） 残余財産の処分
 - （7） 基本財産の処分又は除外の承認
 - （8） その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により定める。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長のほか、出席した評議員の中からその評議員会において選出された議事録署名人2名以上が記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の代表理事とする。

（役員の選任）

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても同様とする。

5 この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

6 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

（理事の職務及び権限）

第25条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支払う。

(相談役)

第30条 この法人に、任意の機関として、1名以上3名以下の相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、次の職務を行う。
 - (1) 理事長の相談に応じること。
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 相談役は、無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職
- (4) 相談役の選任及び解任
- (5) 選考・諮問委員の選任及び解職

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 選考・諮問委員会

(選考・諮問委員会)

第37条 この法人には、次の各号に定める目的を達成するため、選考・諮問委員会を置く。

- (1) 第3条に則した活動を行う事業方針についての諮問を理事会に提示する。
- (2) 前号のほか、第4条第1項各号に付帯関連する事業の推進のために必要な活動の諮問を理事会に提示する。
- (3) 前号のほか、第4条第1項各号に付帯関連する事業の推進のために必要な選考

(委員)

第38条 選考・諮問委員会は、3名以上8名以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者の内から理事会で選出し、理事長が委嘱する。
- 3 委員のうちには、この法人の理事が1名を超えて含まれることになってはならず、評議員及び監事は含まれることになってはならない。
- 4 委員のうちには、委員のいずれか1人及びその親族その他特別の関係にある者の合計数が委員数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 選考・諮問委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠又は増員により選任された選考・諮問委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 6 選考・諮問委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わねばならない。
- 7 選考・諮問委員名は、原則として非公開とする。ただし、理事会において特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- 8 選考・諮問委員会に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(諮問委員の報酬等)

第39条 選考・諮問委員は、無報酬とする。

- 2 選考・諮問委員には、その職務を行うために要する費用を支払う。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

(解散)

第41条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第45条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第46条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 補則

(議決権の行使)

第47条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)の発行会社に対して株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式の受領
- (3) 株主割当増資への応募
- (4) 株主宛配布資料の受領

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

(設立時事業年度)

第49条 この法人の設立時の事業年度は、この法人設立の日から2021年9月30日までとする。

(東アジア地域の対象国及び地域)

第50条 東アジア地域の対象国及び地域は次のとおりとする。
インドネシア、カンボジア、タイ、東ティモール、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス、台湾

(設立時評議員)

第51条 この法人の設立時の評議員は次に掲げる者とする。
饗庭達也、大樋長左衛門(奈良年夫)、中村勤

(設立時理事)

第52条 この法人の設立時の理事は次に掲げる者とする。
三谷充、後小路雅弘、宮本洋一、山崎剛、岩井希久子

(設立時代表理事)

第53条 この法人の設立時の代表理事(理事長)は次に掲げる者とする。
三谷充

(設立時監事)

第54条 この法人の設立時の監事は次に掲げる者とする。
塩谷真一郎、北村彰英

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事(理事長)は三谷充とする。

4 この規程は、2024 年 11 月 18 日付で改定施行する。(2024 年 11 月 18 日評議員会議決)